

福井ものづくりキャンパス教室企画運営業務委託仕様書

1 目的

サンドーム福井に整備された、福井ものづくりキャンパスにおいて、ものづくり産業の振興や人材育成の拠点として活用するために、ものづくり企業関係者、職人、学生など幅広い層を対象にしたものづくりに役立つ講座・体験ワークショップを開催するとともに、ものづくり産業のPRを行う。

2 委託業務内容

(1) 事業名：福井ものづくりキャンパス教室企画運営業務

(2) 実施期間：契約日～令和9年2月26日（金）

(3) 内 容

- ①イベント企画：丹南地区の伝統的工芸品を中心に福井県のものづくり産業の魅力を幅広い層に伝えることのできる講座・体験ワークショップを企画すること。
- ②広報業務：丹南地区の伝統的工芸品を中心に福井県のものづくり産業の魅力や講座・体験ワークショップの告知についてラジオ放送を使って広報すること。
- ③運営：広報や講座・体験ワークショップ運営に必要な業務を行うこと。

3 内容

(1) 総則

- ・業務の遂行に当たっては、公益財団法人ふくい産業支援センターデザイン振興部（以下、「デザイン振興部」という。）の指示に従って行うこととする。
- ・業務の実施に当たって疑義が生じた場合、又は業務上重要事項の判断に当たっては、デザイン振興部と十分調整のうえ、その指示又は承認を受けることとする。
- ・実施する業務については、社会状況の変化により業務内容に変更があり得るものとする。
- ・業務の企画および実施に当たっては、福井ものづくりキャンパスが持つ魅力を最大限に伝えるような企画を心がけることとする。

(2) 福井ものづくりキャンパス概要

別紙のとおり。

(3) 委託業務内容

①イベント企画

丹南地区の伝統工芸品を中心に福井県のものづくり産業の魅力を幅広い層に伝えることのできる講座・ものづくり体験ができるワークショップを企画すること。また、全ての講座において丹南地区の伝統的工芸品を取り扱うこと。

- ・実施回数 4回以上／年
- ・実施会場 福井ものづくりキャンパスもしくは職人が仕事で使用する工房等
- ・参加人数 10名～15名程度
- ・参加対象 子どもや親子を含めた、伝統工芸に興味を持つ一般県民

- ・内 容 職人による指導のもと伝統工芸品を製作する。または、伝統工芸品に触れ実際に使用することで魅力を再発見し、用途や使い方を知ることができる内容にする。

②広報業務

丹南地区の伝統的工芸品を中心に福井県のものづくり産業の魅力や講座・体験ワークショップの告知についてラジオ放送を使って広報すること。また、インターネットを使用した情報発信も併せて行うこと。

- ・ラジオ放送回数 7回以上／年
- ・インターネットによる動画配信 7回以上／年
- ・ラジオ放送（7回以上／年）や講座等（4回以上／年）の告知は、適宜行うこと
- ・視聴対象 一般県民、ものづくり産業の従事者、ものづくりに興味がある学生
- ・収録場所 福井ものづくりキャンパスや職人が仕事で使用する工房を使用すること。
- ・内 容
 - (1) 職人の伝統工芸品に対する想いやこだわりを一般県民にわかりやすく伝えること。その際は、進行役以外に視聴者に近い立場の聞き役を質問者として出演させるなどの工夫をすること。
 - (2) 異業種の職人を対談させ、普段得られない気付きが得られるように工夫すること。
 - (3) 丹南地区の伝統的工芸品、越前和紙、越前漆器、越前打刃物、越前焼、越前箆笥は、必ず取り上げること。また、各業界の新しい話題を紹介すること。

③運営

イベント運営のために、以下の業務を行うこと。

- ・イベント計画の作成（内容、スケジュール等）および業務進捗管理
- ・講師やゲストとの連絡調整、謝礼支払い、教材等の手配
- ・必要な備品（P C、プロジェクター、スクリーン）等の調達
- ・会場設営、撤去および清掃
- ・広報物等のデザイン、制作、設営および撤去
- ・進行スタッフ（番組の司会、聞き手等）の手配および管理
- ・その他必要となる業務

④その他

- ・企画提案書は、上記の仕様等を踏まえたうえで、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。
- ・取材・撮影・編集・校正等の制作に伴う連絡調整は原則として受託者にて行う。また、画像等使用に関する諸権利は、受託者において使用承諾を得るものとし、使用料等の別途支払いは生じない。
- ・制作物（テキスト、イラスト、写真、映像等）にかかる著作権、使用权等の一切の権利はデザイン振興部に帰属するものとする。
- ・その他必要となる業務等、本仕様書に定めのない事項については、その都度、デザイン振興部と話し合いの上決定することとする。
- ・受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用するこ

とはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

- ・業務の実施に当たっては、関係法令を順守すること。

4 業務完了届

以下の事項を記載した本業務の業務完了届を提出すること

- ・本業務の実施内容（編集制作物等のデータを添付）
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

5 予算限度額

委託料 2, 4 2 0, 0 0 0 円（消費税別）

福井ものづくりキャンパス概要

サンドーム福井の開館 20 年を契機に、管理会議棟をものづくり産業の振興や人材育成の拠点機能を有する「福井ものづくりキャンパス」として整備しました。伝統工芸産業をはじめ地元企業の商品開発・販売力強化のため、福井県工業技術センター・デザイン推進室と、(公財) ふくい産業支援センター デザイン振興部が「デザインセンターふくい」として連携し、ものづくり企業や県内デザイナー等のレベルアップを行なっています。併せて、県産品の展示販売会やものづくりに利用できるワークルールやテラス等を整備し、利用促進を図っています。

(1) デザインセンターふくい

- ・ 県内企業、各種団体を対象にしたデザイン相談、販売開拓支援、デザイナー派遣等
- ・ デザイン基礎、ブランディング、商品開発等を学べる講座の開催
- ・ デザインラボを活用した機器使用講習会等
- ・ 工業技術センターの相談窓口として機能

(2) 多目的ホール

- ・ デザインセンターふくい監修のもと、展示内容を定期的に更新
例) 伝統工芸等による商品等の展示・販売
各産地、商工団体の観光・イベント情報 など

(3) ワークルーム、屋外テラス

- ・ 様々な講座開催に活用
例) ものづくりの基礎を学ぶ講座
販路開拓支援セミナー など
屋内外での伝統工芸体験・実演